

13 家庭での養育に恵まれない子どもへの支援の充実

(29) 社会的養護体制の整備

- ① 児童養護施設等への指導監査の実施により、運営状況の確認と必要な指導を実施
- ② 児童養護職員等の職員に対して、ケアの責任者である基幹的職員となるための研修の実施や、児童相談所職員を対象とした各種研修時に聴講を可能とするなど研修機会を充実。また、心理療法担当職員等の専門職員の配置を促進するため、措置費により支援を実施
 - ・児童養護施設等基幹的職員職員研修 : H30… 25人
 - ・心理療法担当職員の配置 : H30… 22施設
- ④ 民間児童養護施設等の職員に対して、人材確保と育成を目的とした処遇改善を措置費により実施。
 - ・家庭支援専門相談員の配置 : H30… 9施設
 - ・里親支援専門相談員の配置 : H30… 12施設
 - ・医療的ケア担当職員の配置 : H30… 8施設
- ⑤ 新たに施設入所する子どもに対して「子どもの権利ノート」を配布し、子どもの権利意識の醸成を図るとともに、相談窓口を周知。また、被措置児童等虐待を防止するため、北海道児童養護施設協議会との意見交換を実施

(30) 家庭的養護の推進

- ① 児童養護施設等の小規模化や地域分散化、里親やファミリーホームの活用を推進
 - ・小規模グループケア等 : H30年度末 19か所
 - ・ファミリーホーム : H30年度末 25か所
- ② 児童養護施設において自立支援担当職員を配置するよう、国への要望を実施
- ③ 里親制度の普及・啓発や里親の資質向上のため、里親総合支援事業の一部事業を北海道里親会連合会に委託して実施

■ 児童養護施設等における、本体施設、小規模グループケア等及び里親やファミリーホーム等への委託の割合

項目	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	進捗率	目標 (R01)
本体施設	69.8%	68.6%	66.1%	64.4%	—	66.4%
小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設	4.6%	4.9%	5.7%	5.7%	76.0%	7.5%
里親及びファミリーホーム	25.6%	26.5%	28.2%	29.9%	114.6%	26.1%

14 障がい等のある子どもへの支援等の充実

(31) 特別支援教育の確保等

- ① 特別な支援を必要とする幼児児童生徒に適切に対応するため、市町村において配置している特別支援教育支援員を対象とした研修会を開催
 - ・研修会 : H30…全道7会場で開催
- ② 発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制の充実を図るための事業を実施
 - ・幼稚園、小・中学校、高等学校等において、校内委員会の設置及び特別支援教育コーディネーターの指名
 - ・発達障がいを含む障がいの有無の判断に係る適切な教育的対応（指導内容・方法）を助言するため、専門家チームの派遣及び巡回相談の実施
 - ・幼稚園、小・中学校、高等学校等の要請に応じ、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の教育に関する必要な助言又は援助を行うため、特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業を活用した道立特別支援学校教員の派遣を実施

- ・特別支援学校のセンター的機能の充実のため、すべての道立特別支援学校を「特別支援教育推進校」に指定するとともに、他の特別支援学校から各障がい種の専門性について、相談依頼があった際の巡回相談の実施
- ・「特別支援教育充実セミナー」「幼児期の教育に携わる方のための特別支援教育研修会」「特別支援教育進路指導協議会」等の実施

(32) 障がい児への支援

- ① 市町村において、発達の遅れ又は障がいのある児童とその家族が、身近な地域において適切な相談支援及び発達支援を受けることができるよう、市町村が指定する子ども発達支援センターにおいて実施
- ② 発達障がい児やその家族の身近な地域における関係機関による継続的な支援に結びつけるよう、発達障害者支援センターにおいて、市町村等関係機関の職員だけでは対応が困難な方への専門的な助言を実施
- ③ 障がいのある子どもを養育する家族に対し、在宅での介護や外出時における移動の介護、その他生活全般にわたる援助を提供し、社会参加を促進
- ④ 障がいのある子どもが障害児通所支援事業所を利用し、必要な訓練を受けることにより、生活能力の向上や、社会との交流を促進
- ⑤ 障がいのある子どもが、介護を行う家族の疾病等の理由により在宅での介護を受けられない場合、一時的に短期入所事業所を利用することにより、障がいのある子どもや家族の福祉を増進
- ⑥ 医療的ケアの必要な在宅重症心身障がい児（者）及び医療的ケア児の状況調査を実施（札幌市を除く。）
 - ・在宅重症心身障がい児（者）数 : H30…701人
 - （うち医療的ケアの必要な児（者）数 : H30…340人）
 - ・医療的ケア児数 : H30…260人
- ⑦ 医療的ケアの必要な在宅重症心身障がい児（者）に対し、社会活動への参加を確保するため、医療的ケア支援事業を実施する市町村に補助金を交付
 - ・交付件数 : H30…7市町12名
- ⑧ 通常の歯科治療を受けることが困難と思われる障がい児に対し、歯科疾患の予防、健診、相談及び歯科医療機関受診のための適切な支援を行う。また、地域で障がい児のかかりつけ歯科医の確保を図る。
 - ・市町村子ども発達支援センター等への訪問支援 : H30…実施延べ人数 86人
- ⑨ 関係部局・機関との連携の下、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係者からなる特別支援連携協議会を設置し、地域における特別支援教育の推進について協議
 - ・広域特別支援連携協議会 : H30…2回
 - ・各教育局管内特別支援連携協議会 : H30…2回

15 雇用環境等の整備

(33) ワーク・ライフ・バランス等に関する気運の醸成

- ① 中小企業の労働福祉向上のため、労働問題セミナーの開催、労働ガイドブックを作成及び配布
 - ・労働問題セミナーの開催 : H30…17回
- ② ファミリー・サポート・センター事業への関心と理解を深め、センターの設置促進及び相互援助活動の円滑な推進等を図るため、ファミリー・サポート・センター意見交換会を開催

(34) 企業等における取組の促進

- ① 企業における働き方改革を支援するため、ほっかいどう働き方改革支援センターを設置し、電話、来所等で相談を受けるとともに、出張相談会、アドバイザー（社会保険労務士、中小企業診断士）の派遣を実施

相談件数	H30…187件
アドバイザー派遣	H30…38社 40回
出張相談会	H30…14地域
- ② 人手不足の業界団体と連携してモデルとなる改革プランを作成するとともに普及・啓発のためセミナーを開催
- ③ 道内で働き方改革を実践している企業の事例を調査し、優良事例集を作成するとともに、普及・啓発のためのフォーラムを開催

(35) 両立のための環境整備

- ① 女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立を支援するため、積極的に取り組んでいる企業を「北海道なでしこ応援企業」として表彰
 - ・北海道なでしこ応援企業表彰：H30…4企業
- ② 仕事と家庭の両立ができる職場環境を整備するため、「ワーク・ライフ・バランス」の普及啓発として、仕事と家庭を考えるシンポジウムの開催（11月）やハンドブックの作成・配布
- ③ 働き方改革アドバイザーの派遣
 - ・派遣企業数：H30…38社40回
- ④ 道内で働き方改革を実践している企業の事例を調査し、優良事例集を作成するとともに、普及・啓発のためのフォーラムを開催
- ⑤ 一般事業主行動計画の策定状況
 - <H30末>
 - ・策定企業数：2,938企業（うち常用雇用労働者101人以上（策定義務）の企業1,646企業（届出率97.7%））

■ 女性（25～34歳）の就業率

H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	進捗率	目標（H29）
70.6%	70.3%	71.4%	74.5%	96.0%	全国平均値

※総務省「労働力調査」（速報）〈全国値77.6%〉

■ 育児休業制度取得率

H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	進捗率	目標（H29）
男性 4.0%	男性 2.5%	男性 2.2%	男性 3.5%	男性35.0%	男性 10%
女性 81.2%	女性 82.5%	女性 81.5%	女性 91.3%	女性101.4%	女性 90%

※北海道「就業環境実態調査」

■ 年次有給休暇取得率

H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	進捗率	目標（R01）
42.5%	50.3%	48.7%	49.1%	73.3%	67.0%

※北海道「就業環境実態調査」

(36) 積極的な企業に対する優遇制度の推進

- ① 女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立を支援するため、積極的に取り組んでいる企業を「北海道なでしこ応援企業」として表彰
 - ・北海道なでしこ応援企業表彰：H30…4企業
- ② 「北海道あったかファミリー応援企業登録制度」への登録を促進
 - ・登録企業数：487社<H30末>
- ③ 仕事と家庭の両立支援の取組を積極的に推進している企業に対する入札参加資格審査における加点等の実施
 - ・一般事業主行動計画策定企業への加点：789社<H30末>

■ 子育て支援する企業の割合

H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	進捗率	目標（H29）
大企業 94.7%	大企業 95.2%	大企業 99.6%	大企業 97.3%	大企業 97.3%	大企業 100%
中小企業 2.38%	中小企業 3.12%	中小企業 2.95%	中小企業 3.42%	中小企業 13.7%	中小企業 25%

※一般事業主行動計画策定届の届出の状況

16 乳児及び乳幼児の健康の確保

(37) 小児医療の提供体制の整備

- ① 病院の輪番制の実施により、重症の小児救急患者の二次救急医療体制を確保
- ② 夜間における子どもの急な病気やけがの際に、保護者等が電話により専門の医師や看護師から症状に応じた適切な助言を受けることのできる小児救急電話相談体制を整備
 - ・相談件数 : H30…16,614件
- ③ 長期療養児療育指導のため、療育相談会や訪問指導を実施
 - ・実施回数 : H30…48回

(38) 母子保健サービスの推進体制の整備

- ① 先天性代謝異常等検査のため、新生児に対し、血液によるマス・スクリーニング検査を実施
 - ・実施件数 : H30…19,879人
- ② 母子保健推進のため、低体重児の届出等で把握した家庭を訪問し、未熟児の発育・発達の確認や必要な保健指導を実施
- ③ 聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る専門的知識や検査の重要性等について理解を深めるための研修会を実施 ・H30…1回（出席者43名）

■ 1歳6か月児健康診査受診率（保健所設置市を除く）

H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	進捗率	目標 (R01)
96.5%	97.0%	97.2%	97.6%	97.6%	100%

■ 3歳児健康診査受診率（保健所設置市を除く）

H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	進捗率	目標 (R01)
96.0%	97.0%	96.9%	97.1%	97.1%	100%

(39) 食育の推進

- ① 「どさんこ食育推進プラン」（北海道食育推進計画第3次（H26.3月策定））に基づき、北海道の特性を活かし、ライフステージごとに様々なことを学ぶ「食育」を総合的に推進
 - ・どさんこ食育推進協議会、食育推進ネットワーク会議の開催
 - ・食育ホームページ「元気もりもり！どさんこの食育」による情報の提供
 - ・食育コーディネーター制度や北海道らしい食づくり名人制度等の推進
 - ・北海道食育推進優良活動表彰の実施
- ② 朝食をとらずに登校する子をゼロにすることを目指し、学校、家庭、地域が連携して子どもたちの生活リズムの向上を図るための「早寝早起き朝ごはん運動」を展開
- ③ 届け出のあった未熟児に対する訪問指導により乳幼児の食育を推進

17 子育て世帯の経済的な負担の軽減

(40) 経済的な負担の軽減

- ① 就学前の乳幼児については通院及び入院費、小学生については入院にかかる医療を助成
 - ・受診件数 : H30…2,117,000件
- ② 母子家庭又は父子家庭における児童の医療費及び親の入院費を助成
 - ・受診件数 : H30…536,000件
- ③ 小児慢性特定疾病児童等の医療費を助成
 - ・受給者証交付件数 : 2,132件（H31.3末）

- ④ 多子世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降の3才未満の乳幼児に係る保育料の無償化を行う市町村への支援
- ・補助実績 : H30…157市町村

18 総合的な虐待防止対策の推進

(41) 児童虐待防止等に関する普及啓発

- ① 児童虐待やいじめの防止に係る取組への意識を醸成するため、児童虐待防止推進月間である11月に、オレンジリボンキャンペーンとして街頭啓発を行うとともに、道内4か所で児童虐待防止シンポジウムを開催
- ② 児童相談所全国共通ダイヤル「189」をはじめとする、児童虐待の通告先や相談窓口の周知

(42) 児童相談所の機能及び市町村支援の充実

- ① 平成29年4月に策定した「子ども家庭支援における市町村と児童相談所の役割分担・連携に係るガイドライン」に基づき、市町村と児童相談所が相互に連携し児童虐待対応をはじめとする子ども家庭支援に取り組んでいる。
- ② 平成28年の児童福祉法改正をふまえ、児童福祉司等を増員
 - ・児童福祉司 : H30…5名増員
 - ・心理判定員 : H30…2名増員
- ③ 各種研修事業の実施により、児童福祉関係職員の専門性の向上を図るとともに、専門技術の指導者となる人材を育成し、児童虐待防止に向けた取組を促進
 - ・児童相談所等新任職員研修 : H30…27名
 - ・新任児童福祉司研修 : H30…23名
 - ・警察と児童相談所による児童虐待合同研修 : H30…9名
 - ・児童養護施設等基幹的職員研修 : H30…15名
 - ・その他道外研修 : H30…12名
- ④ 市町村を支援するため、各児童相談所に「移動相談室」を開設
 - ・実施回数 : H30…640回
- ⑤ 医療的対応機能事業と法的対応強化事業の実施
 - ・医学的助言 : H30…8回
 - ・法的助言 : H30…82回 (8児童相談所に弁護士を配置)
- ⑥ 要保護児童対策地域協議会への児童相談所の参画、連携
- ⑦ 市町村の相談担当職員育成のための研修事業の実施
 - ・実施回数 : H30…52回 (103市町村、延べ909人)
- ⑧ 8児童相談所で道警各地域方面本部との担当者ブロック会議を実施

(43) 養育支援を必要とする家庭の把握や支援のための体制整備

- ① 虐待予防ケアマネジメントシステムに関する研修、評価の実施や市町村に対する困難事例に関する技術的支援 : H30…378回 (延べ参加者数4,413名)
- ② 児童虐待の発生予防の観点から、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする者を早期発見するため、医療機関、市町村、保健所との連携を強化
 - ・養育者支援、医療機関連携システムによる情報提供数 : H30…2,739件
- ③ 「おや?おや?安心サポートシステム」の活用を促進
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業の未実施市町村解消に向けた支援
- ⑤ 虐待予防ケアマネジメントシステム等で早期に把握した養育困難家庭等に対し、関係者間の緊密な連携のもと、より有効に支援できるよう、要保護児童対策地域協議会を中心とした見守り機能の強化に向けたネットワークづくりを推進

- ・地域別の関係者会議 : H30…36回 (延べ参加者数799名)

(44) 里親による養護援助体制の整備

- ① 里親からの相談・援助の求めに応じて養育援助者を派遣し、生活支援や養育相談を実施
 - ・援助希望里親 (派遣回数) : H30…3組 (延べ5回)
- ② 里親等や里親となることを希望する者等が児童相談所等に集い、相互援助者を提供し、話し合いの場を設け、里親相互で養育技術を向上
 - ・実施回数 (参加里親) : H30…62回 (延べ845人)
- ② 里親制度の普及・啓発や里親の資質向上のため、里親総合支援事業の一部事業を北海道里親会連合会に委託して実施

(45) 児童養護施設や児童家庭支援センターによる養護援助体制の整備

- ① 児童家庭支援センター (道内8か所に設置) で、来所、訪問、電話により、相談を実施
 - ・相談件数 (8か所) : H30…6,302件 (実人数1,626人)

(46) 被虐待児の心のケアや親子の再統合への支援

- ① 精神科医によるカウンセリング等の実施
 - ・実施回数 : H30…77回

(47) 配偶者暴力相談支援センターとの連携

- ① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や一時保護等に関する情報を提供
 - ・道ホームページによる相談窓口の周知
 - ・DV防止啓発カード、リーフレットの配付 (関係機関のほか、コンビニ店舗など)
 - ・デートDV防止に関するリーフレットの道内高等学校等への配付
 - ・パネル展 (女性に対する暴力をなくす運動期間11/12~25に併せ、本庁ロビーで実施)
- ② 地域における連携を促進するため、配偶者暴力相談支援センター・児童相談所等の関係者により情報交換の会議を開催
 - ・女性相談援助関係機関等連絡会議 (44機関) ※児童相談所含む
 - ・地域連絡会議 (振興局、司法機関、市町村、警察、弁護士、民間シェルターなど 13地域で開催)
 - ・女性相談関係職員研修会 (年1回開催)
 - ・配偶者暴力被害者自立支援サポーター養成研修 (道内4地域で開催)
H30:胆振 (苫小牧)、オホーツク (北見市)、十勝 (帯広市)、札幌市

子育て・自立のステージ

～ 次代を担う子どもたちが健やかに成長でき、
北海道に住み続けることができる環境づくり ～

19 未来の親となる若年者への就労支援

(48) 若年者の雇用の安定

- ① 若年者の職業観・勤労観の早期形成を図るため、専修学校を活用し中学生を対象とした就業体験の取組を支援
 - ・専修学校活用講座 : H30…318 講座
- ② 将来親になるであろう若者を対象として、「少子化の現状」、「妊娠・出産」、「子育て支援」、「若者の自立」などの理解の促進や、自分の将来を考える機会の提供のため、大学・企業等への出前講座を実施
 - ・実施学校等 : H30…29か所(28大学、1中学) 受講者1,474名

20 子どもの権利及び利益の尊重

(49) 子どもの意見の適切な社会反映

- ① 北海道子どもの未来づくり審議会に「子ども部会」を設置、年2回開催
 - ・子ども委員 : 中学生・高校生17名
 - H30…付託テーマ : 「私たちが考える北海道の未来」
 - 知事への提言 : 「SNS等の積極的な活用や、情報発信方法の工夫により、行政の窓口や地域の子育てに関する情報にアクセスしやすくし、安心して子育てができる環境づくりを進める。」など3項目
- ② 北海道子どもの未来づくり審議会「子ども部会」における審議内容や、知事への建議の状況等を道のホームページ等で掲載し、市町村の取組への反映を促進

■ 子ども部会の運営

H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	進捗率	目標(R01)
1部会 2回開催	1部会 2回開催	1部会 2回開催	1部会 2回開催	—	子どもの意見を 施策に適切に反映

21 家庭での養育に恵まれない子どもへの支援の充実

(50) 児童養護施設等退所児童への自立支援

- ① 児童養護施設等を退所した子どもの自立に向け、就職した子どもに対する支度費や大学等に進学した子どもに対する支度費を支給
 - ・就職支度費 : H30…39人
 - ・大学進学等自立生活支度費 : H30…9人
- ② 児童養護施設等を退所する子どもに保証人がいない場合の損害賠償保険料を負担
 - ・身元保証契約 : H30…4件
 - ・連帯保証契約 : H30…8件
- ③ 自立援助ホームにおいて相談支援等を実施
 - ・自立援助ホーム : H30年度末…14か所
- ④ 児童養護施設等の退所者で安定した生活基盤の確保が困難な状況にある就職者又は進学者に対し、生活費等の貸付を実施 H30…10人
- ⑤ 児童養護施設等への入所措置又は委託措置を受けていた者で、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合、北海道児童養護施設退所者等自立生活援助事業により、22歳に達する年度末まで引き続

き支援を実施。

- ・社会的養護自立支援事業 : H30… 40人
- ・就学者自立生活援助事業 : H30… 2人

22 子どもの健全育成等の促進

(51) 望ましい生活習慣確立のための意識啓発

- ① 保護者をはじめとする地域住民が主体となって子どもの望ましい生活習慣の定着を図る取組を企画・実施する「子ども・地域サポート事業」の実施 H30…56市町村
- ② 「早寝早起き朝ごはん推進校事業」の実施

(52) 児童館活動の促進

- ① 遊びを通じ健全育成をめざす児童館、児童センターの整備促進
 - ・児童館 : H30…144か所（札幌市除く）
 - ・児童センター : H30…122か所（札幌市除く）
- ② 児童館関係団体との連携を図りながら、情報の交換や児童館等の活動を支援

(53) 文化・スポーツ等に親しむ環境の整備

- ① 子どもの豊かな感性や想像力などの育成に向けて、自主的に読書活動に取り組める環境づくりを推進するため、各地域における読み聞かせやブックスタートの普及を進め、未実施の市町村に対し、実施に向けた指導や助言の実施
- ② 北海道グローバル人材育成事業の実施
 - ・北海道グローバル人材育成キャンプ（高校生対象）：H30…4会場 97人
- ③ 児童生徒が日常生活で使用する英語を用いた英会話に挑戦する機会の提供
 - ・英語deトライ（小学生対象） : H30…31会場 1,061人
 - ・Englishトライアル（中学生対象） : H30…54会場 1,246人
- ④ 北海道博物館や北海道開拓の村において、北海道の歴史・文化・自然に関する資料展示や、親子で楽しめる体験型イベントを実施
- ⑤ オホーツク流氷科学センターにおいて、流氷などの科学的知識の普及やオホーツク圏の自然、生活文化への理解促進に向けたイベントや体験学習を実施
- ⑥ （公財）北海道文化財団を通じた芸術文化鑑賞事業へ助成 : H30…33件
- ⑦ 「道民の森」の利用促進
 - ・「道民の森」の維持運営
- ⑧ 森林づくりの情報の提供、森林とのふれあいの機会の確保
 - ・「道民森づくりの集い」の開催 : H30…1回
 - ・季節情報誌の発行等 : 毎年度17か所
 - ・森林とふれあうプログラムの提供 : H30…716回
- ⑨ 本道ゆかりのスポーツ選手等を講師に迎え、五輪種目や冬季種目を中心とした体験型教室を開催
 - ・開催実績 : H30…13会場 752人

■ ブックスタート事業の実施状況

H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	進捗率	目標 (H29)
169市町村	173市町村	178市町村	178市町村	99.4%	全市町村

※ブックスタート事業に準じた事業を実施する市町村を含む

■ 国際理解教育の実施状況

H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	進捗率	目標 (H29)
83.8%	97.5%	100%	100%	—	100%

※国際理解教育を行っている公立高等学校の割合

(54) 公園、遊び場の整備

- ① 公園の整備、利用促進
 - ・道立公園供用合計数 : H30…11か所
 - ・道立公園供用合計面積 : H30…989ha
- ② 「道民の森」の利用促進
 - ・「道民の森」の維持運営
- ③ 親しみやすい川・水質の改善・ゆとりの確保、子供たちの川づくり・魚道の整備など生きている川づくりの実施
- ④ 海水浴等で特に利用度の高い海岸で、地域住民の要望に応えるため、階段、遊歩道、緑地帯等の施設の充実を図り、海岸域が一体となった安全で快適なレクリエーションの場を創出
 - ・整備数 : H30…1か所

(55) 食育等の普及

- ① 「どさんこ食育推進プラン」(北海道食育推進計画第3次(H26.3月策定))に基づき、北海道の特性を活かし、ライフステージごとに様々なことを学ぶ「食育」を総合的に推進
 - ・どさんこ食育推進協議会、食育推進ネットワーク会議の開催
 - ・食育ホームページ「元気もりもり!どさんこの食育」による情報の提供
 - ・食育コーディネーター制度や北海道らしい食づくり名人制度等の推進
 - ・北海道食育推進優良活動表彰の実施
- ② 学校における食に関する指導の充実を図るため、栄養教諭(教職員と連携し、「食に関する指導」を担う)を小・中学校などへ配置
 - ・配置人数 : 324人(札幌市除く) <H30.4.1>
- ③ 将来の魚食文化を支えていく子ども達に北海道の水産物を身近に感じてもらうため、水産教室を開催し、魚食の普及促進を図るほか、水産業・漁村に対する理解促進のため、小中学生等を対象とした出前授業を実施
 - ・こどもおさかな教室の開催 : H30…3回
 - ・出前授業の開催 : H30…85件
- ④ 「道民の森」の利用促進
 - ・「道民の森」の維持運営
- ⑤ 森林づくりの情報の提供、森林とのふれあいの機会の確保
 - ・「道民森づくりの集い」の開催 : H30…1回
 - ・季節情報誌の発行等 : 毎年度17か所
 - ・森林とふれあうプログラムの提供 : H30…716回
- ⑥ 木育活動の指導者・アドバイザーとしての役割を担える人材(木育マイスター)を育成
 - ・木育マイスターの育成 : H30…23名

■ 食育推進計画を作成している市町村数

H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	進捗率	目標(H30)
78市町村	84市町村	100市町村	123市町村	68.7%	全市町村

(56) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

- ① 人工妊娠中絶、性感染症、飲酒、喫煙などの思春期保健対策の充実のため、ピアカウンセリングなどを取り入れた健康教育を実施
 - ・実施道立保健所 : H30…20か所
- ② 道立保健所による思春期相談の実施
 - ・相談件数 : H30…451件
- ③ 思春期に関する保健関係職員のスキルアップと連携推進のため、ピアカウンセラーの養成など研修や会議を道立保健所で実施
 - ・実施回数 : H30…19回

- ④ 「女性の健康サポートセンター」による相談を実施
 - ・相談件数 : H30…7, 669件
- ⑤ 女性が自らの健康状態に応じ、的確な自己管理を行うことができるよう、健康教育を実施
- ⑥ 教員や関係機関等を対象とした、全道研究協議会を札幌の1地区で開催
- ⑦ 学校と連携した小・中・高校における薬物乱用防止教室を計画的に開催し、薬物の有害性に関する正しい知識の習得等薬物乱用防止意識の向上を図るとともに、少年相談110番の開設とその広報を実施し、覚せい剤等薬物乱用防止をはじめ、少年の非行や犯罪被害等防止のための活動を推進
 - ・少年相談110番 : H30…107件

23 教育環境の整備

(57) キャリア教育等の推進

- ① 望ましい勤労観・職業観を育成するため、高校生インターンシップ推進事業を実施
 - ・全日制道立高校生の参加 : H30…19, 289人 (23.8%)
- ② 各学校や地域におけるキャリア教育の充実を目指して事例集を作成し、WebやSNSに掲載して、各小・中学校、高等学校での活用を促進
- ③ 道研講座及び各種研修事業におけるキャリア教育の充実に係る教員研修の実施
- ④ 公立小・中学校各教科等担当指導主事研究協議会において、キャリア教育の動向について周知するとともに、充実に向けた指導助言のポイントを説明し全道の指導主事で共有
- ⑤ 「平成30・31年度小(中)学校教育課程編成の手引」にキャリアノート等の教材を活用したキャリア教育の推進事例を掲載し、道内全ての小・中・義務教育学校の教員に配付

■ インターンシップの実施状況

H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	進捗率	目標(H29)
59.6%	64.2%	65.6%	64.1%	106.8%	60.0%

※全日制道立高等学校において、在学中に1回以上インターンシップを経験した生徒の割合

(58) 地域特性を活かした魅力ある教育環境の整備

- ① 「新たな高校教育に関する指針」(「これからの高校づくりに関する指針」(H30.3~))に基づき、生徒の興味・関心、進路希望等に応じた魅力ある高校づくりを推進
 - ・導入状況 : H30… 総合学科16校、全日制普通科単位制・専門学科単位制30校、普通科フィールド制7校
- ② 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校等の管理運営のため助成

(59) 家庭及び社会教育への支援の促進

- ① 「北海道家庭教育サポート企業等制度」の協定締結企業等の拡大を図り、家庭教育を支援するための職場環境づくりを推進
- ② 地域住民が学校教育支援ボランティアとして学校の教育活動を支援する体制づくりを推進
 - ・地域学校協働本部実施市町村 : H30…122市町村 (297本部)
- ③ ボランティア活動などの体験学習の機会を充実するため、体験活動・ボランティア活動支援センターを設置し、体験活動に関する情報を収集・提供
 - ・センターホームページで提供した体験活動等情報件数 : H30…1, 887件
- ④ 青少年の社会参画を推進するため、地域活動の核となる青少年活動リーダーを養成
 - ・ジュニアリーダーコース : H30…修了者171名 (中学生126名、高校生45名、道内6か所実施)
- ⑤ 学校や地域社会の連携によって、子どもや地域住民のボランティア活動等への参加を促す活動を支援
- ⑥ 野外活動、自然観察等様々な体験活動を行うことができる、道内6か所(砂川、深川、森、北見、足寄、厚岸)の道立青少年体験活動支援施設を維持管理

■ 「北海道家庭教育サポート企業等制度」登録企業数

H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	進捗率	目標 (H29)
2,061社	2,262社	2,359社	2,424社	97.0%	2,500社

(60) いじめ、非行、不登校等に対する相談、連携体制の整備

- ① 児童生徒へのカウンセリングや教職員・保護者への助言を行うため、臨床心理士等のスクールカウンセラーを、小学校、中学校、高校、特別支援学校等に配置
 - ・スクールカウンセラーの配置
 - ：H30…722校（小学校264 中学校315 義務教育学校3 中等教育学校1 高校130 特別支援学校9）
 - ・スクールカウンセラー連絡協議会の開催：H30…1回
 - ・教育相談員セミナーの開催：H30…5か所
- ② 問題を抱えた児童生徒が置かれている環境の問題を解決するため、社会福祉士等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置：H30…33市町への配置、道教委で11名の任用
 - ・スクールソーシャルワーカー連絡協議会の開催：H30…2回
- ③ 不登校児童生徒の学校復帰のため、適応指導教室、民間の施設や学校が連携した指導方法・対処法などの協議を行う不登校児童生徒支援連絡協議会の開催
 - ・開催回数：H30…1回
- ④ 子どもや保護者からの相談対応、関係機関との連携等により、問題解決につなげる支援を行うため、子ども相談支援センターを設置
- ⑤ 子ども相談支援センターの紹介カードを小・中・高・中等教育学校・特別支援学校の児童生徒に配布
- ⑥ 専門的な見地から支援・助言を行うため、有識者や弁護士などで構成するいじめ問題等解決支援チームの派遣や、インターネット回線を活用した専門家による教育相談等の支援を行う体制を整備
- ⑦ いじめの防止等に関係する機関・団体の連携を図るため、北海道いじめ問題対策連絡協議会を開催
 - ・北海道いじめ問題対策連絡協議会：H30…2回
- ⑧ いじめ・不登校等の問題に関する管内の対応を検討するため、各教育局で地域いじめ問題等対策連絡協議会を開催
- ⑨ 児童相談所の児童福祉司による指導の一環として、ひきこもり・不登校児童の家庭に、メンタルフレンド（児童の兄又は姉に相当する世代で児童福祉に理解と情熱を有する大学生等）を派遣し、児童の自立を支援
- ⑩ 子どもの居場所づくりを行う市町村に対する補助：H29…7市町村
- ⑪ 指導主事による学校教育指導等を通じた情報教育に関する指導助言
- ⑫ 「情報モラル教育の推進」に係る教員の研修講座の実施
- ⑬ ネットパトロール講習会等指導者養成研修会等の実施
 - ・ネットパトロール講習会：H30…14回 260名
 - ・子どもたちをネットトラブルから守るための保護者講習会：H30…28回1,641名

■ ネットトラブル未然防止の取組状況

H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	進捗率	目標 (H29)
小：92.1%	小：95.8%	小：99.1%	小：100.0%	100%	100%
中：96.1%	中：95.0%	中：99.0%	中：100.0%		
高：99.2%	高：100.0%	高：100.0%	高：100.0%		

※定期的にネットパトロールを行っている学校の割合

(61) 経済的負担の軽減

- ① 経済的理由で就学困難な生徒に対し、奨学資金等を貸し付けることにより経済的負担を軽減
 - ・公立高等学校奨学資金貸付金：H30…851人
 - ・公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付金：H30…69人
 - ・私立高等学校等奨学事業(貸付金)：H30…1,952人
 - ・私立高等学校等奨学事業(入学資金貸付金)：H30…81人

24 若者への雇用環境の整備

(62) 若者の就業支援体制の整備

- ① 若年者の職業観・勤労観の早期形成を図るため、専修学校を活用し中学生を対象とした就業体験の取組を支援
 - ・専修学校活用講座 : H30…318講座
- ② 高等技術専門学院において、訓練生の実践的な技能・技術の習得と産業界のニーズに応じた人材の育成を図ることを目的にインターンシップを実施
 - ・訓練生(全道8か所の高等技術専門学院)の派遣 : H30…261名(205事業所)
- ③ 若年労働者の雇用対策のため、職業安定機関、教育機関、経済団体等との密接な連携のもとに、地域の就職支援体制を整備し、面接機会を提供
 - ・新規高卒者就職面接会の開催 : H30…12回
(参考:新規学卒者(高校)就職内定率 <H30年度卒> 北海道98.4%、全国99.4%)
- ④ 高卒未就業者等の若年者に対し、職業訓練と企業実習を一体化させた実践的な職業能力開発(デュアルシステム訓練)を実施
 - ・実施数 : H30…5コース
- ⑤ 私立専修学校等へ支援することにより、実践的職業教育の促進や修学上の経済負担の軽減等を図るなど、生徒が質の高い職業教育を受ける機会の確保を図る。

(63) 若者が地域にとどまり、働ける就労場の創出

- ① 農業を担う青年農業者等の育成・確保を図るとともに、新規就農者向け農業基礎講座や交流会などの開催、青年農業者グループの活動支援等を実施
 - ・新規就農者向け研修会の開催 : H30 4回(日高1回、檜山3回)
- ② 北海道漁業就業支援協議会を中心とした新規就業者の確保に向けた情報提供の充実・強化を図るとともに、漁業研修所などを活用した新規就業者に対する技術や知識の習得を促進
 - ・総合研修の開催 : H30…38人

25 社会全体による取組の推進**(64) 少子化対策に関する推進体制の整備**

- ① 少子化対策圏域協議会を14総合振興局（振興局）で運営
 - ・各圏域毎に各年度2回程度開催し、地域の実情に応じた少子化対策の推進について、検討・協議を行うとともに、各圏域との意見交換を行うため、全道連絡会議を開催

(65) 地域における取組への支援

- ① 少子化対策圏域協議会を14総合振興局（振興局）で運営
 - ・各圏域毎に各年度2回程度開催し、地域の実情に応じた少子化対策の推進について、検討・協議を行うとともに、各圏域との意見交換を行うため、全道連絡会議を開催
- ② 地域の「せわずき・せわやき隊」の組織化を図り、子育てボランティアの参加意識を醸成
- ③ 「北海道すきやき隊（子育て応援団）」の登録促進
 - ・登録企業等数：H30…103企業等
- ④ 子育て世帯が買い物や施設利用の際に特典が受けられる「どさんこ・子育て特典制度」の導入促進
 - ・導入市町村数：H30…179市町村

(66) 子育て支援団体等の活動の促進

- ① 結婚、妊娠・出産、子育てに関する様々な情報を集めた総合ポータルサイトを運営
- ② 地域全体の子育てを支援する気運の醸成を図るため、地域において子育て支援活動に意欲的に取り組んでいる団体等に対し表彰
 - ・ほっかいどう未来輝く子育て大賞：H30…3団体、1企業

(67) 地域住民等による地域ぐるみの取組の促進

- ① 地域の「せわずき・せわやき隊」の組織化を図り、子育てボランティアの参加意識を醸成
- ② 「北海道すきやき隊（子育て応援団）」の登録促進
 - ・登録企業等数：H30…103企業等
- ③ 子育て世帯が買い物や施設利用の際に特典が受けられる「どさんこ・子育て特典制度」の導入促進
 - ・導入市町村数：H30…179市町村
- ④ 第三期計画の内容や少子化対策の取組の普及啓発を図るため、14総合振興局（振興局）管内及び札幌市において、「少子化対策パネル展」を開催
 - ・実施箇所数：H30…15か所
- ⑤ 高齢者が増加する中で、地域での身近なボランティア活動や交通安全活動、世代間交流における地域伝承活動等を行う老人クラブの取組を支援
- ⑥ 主任児童委員、民生委員・児童委員の資質の向上を図るため、必要な知識技術に関する研修などを充実強化するとともに、活動を促進
- ⑦ 主任児童委員、民生委員・児童委員活動の充実強化を図るため、(財)北海道民生委員児童委員連盟の実施する事業及び運営を支援
- ⑧ 主任児童委員及び民生委員・児童委員の資質の向上を図るため、新任研修・専門研修を実施
 - ・新任研修開催回数：H30…9回（参加者 208名）
 - ・専門研修開催回数：H30…14回（参加者2,738名）

■ せわずき・せわやき隊等の組織化

H 2 7実績	H 2 8実績	H 2 9実績	H 3 0実績	進捗率	目標 (R01)
95市町村	95市町村	95市町村	95市町村	53.1%	全市町村

■ 少子化対策パネル展の開催

H 2 7実績	H 2 8実績	H 2 9実績	H 3 0実績	進捗率	目標 (R01)
延べ104か所 (H27: 15か所)	延べ119か所 (H28: 15か所)	延べ134か所 (H29: 15か所)	延べ149か所 (H30: 15か所)	99.3%	延べ150か所

※目標: H22からの延べ開催か所数

26 教育環境の整備

(68) 木育の促進

- ① 初任段階教員への木育研修の実施 : H 3 0…6 地域

27 生活環境の整備

(69) 子育てに配慮した住宅の供給促進

- ① 子どもからお年寄りまで安心して暮らせる住まいの実現を目標として計画的に道営住宅を整備
・ユニバーサルデザインの視点に立った道営住宅の整備戸数 : H30…131戸
- ② 子育て支援の充実を図る道営住宅の整備
・子育て支援住宅の整備戸数 : H 3 0…1 2 戸
- ③ 子育て世帯等の入居を拒まない賃貸住宅の登録 : H 3 0…3 2 戸

(70) 安全な道路交通環境等の整備

- ① 通学路を含む生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域を定めて速度を規制する「ゾーン30」を整備
・「ゾーン30」の整備箇所数 : H 3 0…1 3 箇所

■ 地域と連携した通学路の安全確保の取組状況

H 2 7実績	H 2 8実績	H 2 9実績	H 3 0実績	進捗率	目標 (H29)
小: 99.4%	小: 99.4%	小: 100.0%	小: 100.0%	—	100%
中: 90.5%	中: 90.5%	中: 96.7%	中: 99.6%		

(71) 子育てバリアフリー等の整備

- ① 「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき公共的施設において、授乳用のスペースの設置など、生活空間全体のバリアフリー化を推進
- ② 交通バリアフリー化促進のため路線バス事業者に対し、ノンステップバス等の購入費用を助成
- ③ 社会全体で、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進していくため「母になる人への贈りもの運動」を実施
・毎月22日を「妊婦さんの日」に制定し普及啓発
・妊婦向け情報誌の作成、協賛企業のクーポン券の配布

- ④ 乳幼児を抱える親子が安心して外出できる環境づくりを図るため、授乳やおむつ交換ができる場所を有する施設の登録を行う「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録等促進事業の実施
 ・登録数：H30…322か所

■ 「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録施設のある市町村数

H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	進捗率	目標 (R01)
76市町村	76市町村	77市町村	86市町村	48.0%	全市町村

(72) 犯罪に巻き込まれない安全で安心な地域づくり等の促進

- ① 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業
 ・スクールガードリーダーの巡回指導事業：H30…23市町村
 ・スクールガード育成講習会事業：H30…1市町村
 ・スクールガード養成講習会事業：H30…1市町村
 ・子どもたちの見守り活動事業：H30…1市町村
- ② 青少年を取り巻く社会環境の整備の促進や福祉を阻害する行為を防止し、次代を担う青少年が健全に育成される社会の実現を目指して制定された「北海道青少年健全育成条例」に基づき、有害情報の制限やインターネットの利用に係る健全な環境の整備などの諸対策を推進
 ・コンビニ等への立入調査を実施
 ・条例に基づく北海道青少年健全育成基本計画（どさんこユースプラン）の推進
 ・有害情報対策（道民フォーラム）：H30…2市町村
 ・自画撮り被害防止のパンフレットを作成し、全道の小学校6年生全員に配布
- ③ 学校や地域の実情に応じた安全教育の普及や子どもを守る体制の整備
 ・学校安全教室：H30…3管内（空知、渡島、留萌）
 ・学校安全推進会議：H30…14管内
- ④ 学校、保護者、関係機関等が連携した防犯等に関する実践資料の作成・配布
- ⑤ ネットパトロール講習会等指導者養成研修会等の実施
 ・ネットパトロール講習会：H30…14回 260名
 ・子どもたちをネットトラブルから守るための保護者講習会：H30…28回 1,641名

28 市町村における取組への支援

(73) 定住や移住促進に向けた取組への支援

- ① 移住希望者の総合相談窓口となる「北海道ふるさと移住定住推進センター」を東京に設置するとともに、特定の地域を集中的にPRしセミナーや個別相談会を開催する「北海道ウィーク」を実施。
- ② 北海道への移住を促進するため、就業体験と体験移住をセットにした移住希望者と市町村のマッチング事業（H30：5町）を実施。
- ③ 地域に潜在するしごと情報の掘り起こしなどを行う「ローカルワークコーディネーター」を各14（総合）振興局に配置。
- ④ 民間や市町村主体の移住施策を促進し官民連携した取組を主導する「官民連携加速プロデューサー」をNPO法人住んでみたい北海道推進会議に配置
- ⑤ 道外からの人材誘致（U・Iターン）を促進するため、U・Iターン求人求職情報提供システムによる求人・求職情報の提供を行うとともに、大都市圏の大学の就職相談会や民間就職説明会において道内求人情報の提供を行った。
 ・U・Iターン求人求職情報提供システム
 登録求職者数：H30…213人
 登録求人企業数：H30…469社
 相談件数：H30…127件
 就職決定者：H30…2人

- ・北海道 U・I ターンフェア
H30…実施場所：東京都、参加企業：157社、来場者：374人、就職決定者：9人
- ・首都圏、関西圏の大学就職相談会への参加
H30…33大学、相談者127人
- ・首都圏、関西圏の民間就職説明会への参加
H30…東京、大阪、名古屋で開催した民間就職説明会に3回参加。
面接者数：132名、就職決定者：2名

(74) 総合振興局・振興局による市町村支援

- ① 少子化対策圏域協議会を14総合振興局（振興局）で運営
 - ・地域の実情に応じた少子化対策の推進について、検討・協議を行うため、各圏域毎に開催

北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例

平成16年10月19日公布：北海道条例第90号

目次

前文
第1章 総則（第1条—第6条）
第2章 基本的施策等（第7条—第21条）
第3章 北海道子どもの未来づくり審議会（第22条—第29条）
附則

北海道の将来を担う子どもが、広い大地と豊かな自然の中で、のびのびと心豊かに成長することは、私たち道民すべての願いである。

急速な少子化の進行は、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなること、生産年齢人口の減少等により経済や地域社会の活力が低下することなど、北海道の将来に広く深刻な影響を与えることが懸念されている。

少子化には、晩婚化や未婚化などが深く関わっており、さらに北海道においては、核家族化が進んでいること、結婚や子どもを持つことに関して従来の考え方にとらわれない意識が高いこと、子育てと仕事を両立できる雇用環境の整備が不十分なことなどの要因が存在する。

また、こうした核家族化の進行や雇用環境などが、家庭や地域における子育てを支援する力の低下と相まって、子育ての不安の増大を招いており、児童虐待の増加など子どもの人権問題にも影響を及ぼしている。

このような状況の中で、結婚、出産、子育てに対する不安や障壁を取り除くことにより、安心して子どもを生み育てることができ、子どもがひとしく健やかに成長できる社会を実現することは、北海道の重要な課題である。

私たちは、子どもの健やかな成長に適した豊かな自然環境など、北海道の特性を十分に生かしながら、社会全体で出産や子育て、子どもの成長をしっかりと支えることができる社会を目指さなければならない。

このような考え方に立って、子どもの未来に夢や希望が持てる活力あふれる北海道の実現のために、道民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、社会全体で少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため、少子化対策の推進に関し、基本理念を定め、並びに道及び事業者の責務並びに道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、安心して子どもを生み育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境を整備し、もって子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「少子化対策」とは、安心して子どもを生み育てることができ、子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて行うすべての取組をいう。

（基本理念）

第3条 少子化対策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 子どもの権利及び利益を最大限に尊重すること。
- (2) すべての子ども及び子どもを生み育てようとする者への支援に向けて取り組むこと。
- (3) 家庭、学校、地域社会、事業者、行政機関等が、相互連携の下、社会全体で取り組むこと。
- (4) 保健、医療、福祉、労働、教育その他子どもに関するあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。
- (5) 地域の人口構造、産業構造、自然環境その他の地域特性を踏まえて取り組むこと。
- (6) 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分尊重されるよう配慮すること。

（道の責務）

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、少子化対策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 道は、少子化対策を推進するに当たっては、国、市町村、事業者、関係団体等と緊密な連携を図らなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者が家庭と仕事との両立を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備に努め

るとともに、道が実施する少子化対策に協力する責務を有する。

（道民の役割）

第6条 道民は、基本理念に対する理解を深め、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現に資するよう努めるとともに、道が実施する少子化対策に協力しなければならない。

第2章 基本的施策等

（実施計画）

第7条 知事は、少子化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、少子化対策の推進に関する計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

- 2 計画は、少子化対策の目標、内容等について定めるものとする。
- 3 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道子どもの未来づくり審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、計画の変更について準用する。

（社会全体による取組の促進）

第8条 道は、少子化の現状及び要因、少子化が北海道の社会経済に与える影響等を把握し、道民、事業者等に広く周知するとともに、少子化対策の意義、目的等について、道民、事業者等の理解を促進するものとする。

2 道は、家庭、学校、地域社会、事業者、行政機関等がそれぞれの責務又は役割を果たすことができるよう支援するとともに、相互の連携の下、社会全体による少子化対策の推進が図られる体制の整備に努めるものとする。

（子どもの権利及び利益の尊重）

第9条 道は、子どもの権利及び利益の尊重について普及啓発を図るとともに、子どもが自らの意見を表明する権利を行使することができ、かつ、子どもの意見が適切に社会に反映される環境の整備に努めるものとする。

（地域における子育て支援体制等の充実）

第10条 道は、地域において子育てを支援する拠点並びに子育てに関する不安を抱える親及びその子どもが交流し、相談することができる場の確保を促進するものとする。

- 2 道は、地域における子育てを支援する団体等の活動を促進を図るとともに、高齢者、子育て経験者等の人材及び公民館等の施設の効果的な活用を促進するものとする。
- 3 道は、母子家庭及び父子家庭の子育てと仕事との両立が図られるよう、地域において就業支援及び生活支援を行う体制の整備を推進するものとする。
- 4 道は、養育に恵まれない子どもが健やかに成長できるよう、地域において養育支援及び自立支援を行う体制の整備を推進するものとする。
- 5 道は、発達の遅れ又は障害のある子ども及びその家族が必要な療育、相談等を受けられるよう、地域において発達支援を行う体制の整備を推進するものとする。

（保育サービス等の充実）

第11条 道は、子育てに関する多様な需要に対応した保育サービス等が提供されるよう、保育所における延長保育、休日保育等及び幼稚園における預かり保育（教育課程に係る教育時間の終了後において、希望する者を対象として行われる教育活動をいう。）、放課後における児童の健全育成に関する活動等並びに地域における子育ての相互援助に関する活動を促進するものとする。

- 2 道は、保育所への入所の需要に対応するため、市町村との連携の下、児童の計画的な受入れを促進するものとする。
- 3 道は、保護者の要請及び地域の実情に応じた多様な保育及び教育を提供できるよう、保育所と幼稚園との連携等を促進するものとする。
- 4 道は、良質な保育サービス等の提供を確保するため、保育士等の資質の向上を促進するものとする。
- 5 道は、保育所及び幼稚園の情報その他の子育て支援に関する情報を

提供する体制の整備を促進するものとする。

(雇用環境等の整備)

第12条 道は、家庭生活との均衡のとれた働き方及び職場における性別にとらわれない役割分担に関して、事業者及び労働者の意識の啓発を推進するものとする。

2 道は、労働者の家庭と仕事との両立を促進するため、育児休業制度その他の子育てを支援する制度の事業者及び労働者への普及啓発等を推進するものとする。

3 道は、若年者が自立して家庭を築くことができるよう、就業の支援体制の整備を推進するものとする。

(母子保健医療体制等の充実)

第13条 道は、母子の保健医療体制を充実するため、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導その他の母子保健サービスの提供及び周産期医療、小児医療等を提供する体制の整備を促進するものとする。

2 道は、子どもを持つことを希望する者の不妊に関する相談体制の整備及び適切な情報提供を推進するものとする。

(児童健全育成等の促進)

第14条 道は、子どもが健やかに成長できるよう、児童館等の活動の促進を図るとともに、都市公園等の整備、河川等自然環境を活用した遊び場の整備その他の子どもが自由に遊び、安全に過ごすことができる環境の整備を促進するものとする。

2 道は、子どもの豊かな心をはぐくむため、子どもの読書活動、地域における文化の伝承活動その他子どもが文化、芸術等に親しむことができる環境の整備を促進するものとする。

3 道は、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、保健、教育、農林水産その他の関係分野の連携により、健全な食生活等に関する知識の普及等を促進するものとする。

4 道は、性、喫煙、薬物等に関する正しい知識の普及を推進するとともに、子どもの精神保健に関する問題に適切に対応できる体制の整備を促進するものとする。

(児童虐待防止対策の充実)

第15条 道は、児童虐待の未然防止及び早期発見、被虐待児童の保護及び支援、保護者への指導その他の児童虐待の防止対策を総合的に推進するものとする。

2 道は、児童虐待の防止対策を充実するため、地域における保健、医療、福祉、教育、警察等の分野の関係機関及び関係団体の連携に係る体制の整備を促進するものとする。

(教育環境の整備)

第16条 道は、子どもが結婚、子育て等に希望を持つことができるよう、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育、啓発等を推進するものとする。

2 道は、子どもが豊かな人間性をはぐくみ、たくましく生きる力を身に付けることができるよう、地域特性を生かした魅力のある教育、ゆとりのある教育その他の適切な教育環境の整備を推進するものとする。

3 道は、家庭及び地域社会における教育を充実するため、家庭、学校及び地域社会との連携の下、家庭教育への支援、多様な体験活動の機会の提供等を促進するものとする。

4 道は、いじめ、非行、不登校等の問題に対応するため、相談体制の強化及び家庭、学校、地域社会等との連携に係る体制の整備を促進するものとする。

(生活環境の整備)

第17条 道は、子育てに配慮した良質な住宅の供給等を促進するものとする。

2 道は、子どもが安全に通行できる道路交通環境の整備、交通安全活動等を促進するとともに、子ども及び子どもを生み育てる者が安心して利用できる施設等の整備を促進するものとする。

3 道は、子どもが犯罪に巻き込まれない安全な環境の整備を促進するとともに、子どもの健やかな成長を阻害するおそれのある行為、情報等についての対策を促進するものとする。

(経済的負担の軽減)

第18条 道は、子どもを生み育てる者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児並びに母子家庭及び父子家庭の医療に係る措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第19条 道は、少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第20条 道は、少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

第21条 知事は、毎年、少子化対策の推進状況について、公表しなければならない。

第3章 北海道子どもの未来づくり審議会

(設置)

第22条 北海道における少子化対策を推進するため、知事の附属機関として、北海道子どもの未来づくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第23条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 知事の諮問に応じ、少子化対策の推進に関する重要事項を調査審議すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、少子化対策の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第24条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第25条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 少子化対策に関係する団体の役職員

(3) 事業者(法人にあつては、その役職員)

(4) 関係行政機関の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員

(5) 公募に応じた者

(6) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第28条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成16年12月1日から施行する。

一部改正〔平成21年条例15号〕

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成21年条例15号〕

附 則(平成21年3月31日条例第15号抄)

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)